

#### 4、今後の流域管理の方向性について

平成27年7月に、今後の国土および水行政の方向を左右することになる水循環基本計画が、また、今年3月に16年ぶりとなる水道法の改正案が閣議決定された。今回の水道法改正案では、広域化へ向けた都道府県の役割強化や民間企業の技術・経営ノウハウおよび人材の活用を図るための新たな枠組みが示された。これは水道事業の運営基盤強化へ向けた一歩となると期待している。

## 人口減少を踏まえた今後の流域管理と水道事業のあり方についての考察(下)

選択肢としてあると考えている。

現在、中小都市の行政と水道事業体では、水道の技術者不足は深刻であり、こうした中小の水道事業で民間委託が進んだ場合、民間への丸投げとなり、施設更新や料金まで民間が管理するとすると、果たして水道事業

る組織に委ねるのは、心細い感否めない。

また、健全な水循環の形成には、上下水道の統合や農業用水との一体管理などは必要不可欠な施策であるが、単に水利利用の面だけではなく、水質や洪水対策等治水も含めた流域の水管理という点からは、森林や農地、

こうした点から、将来的には流域を行政単位として再編して、その中に、水・土地を管理する部門とその下に上下水道事業を運営あるいは管理する組織を構築すべきと考える。このような組織の下で民間活力を活用しながら、グリーンインフラの整備や地域の実情に応じた水循

れらに対応していくには限界があると考えている。新水道ビジョンでは、50年100年先を見据えて現時点で何をなすべきかを検討する必要性が強調されているが、今まさに長期的視点で、横断的に総合的にこの対策に取り組むことが重要である。

# 視点21

## 流域を行政単位として再編し 総合的・計画的に対策推進を

の健全な持続が維持できるかどうかは疑問である。

市街地を含む土地利用の適正管理が重要である。

環境に関する施策と一体として総合的かつ計画的に対策を推進することが必要と考えている。

水循環基本計画の策定や水道法の改正は、そのための大きな一歩であり、今この時こそ上下水道の関係者が個々の事業の枠を超えた共通認識の下で声を上げていくことが何よりも必要と考えている。

今回の水道法改正案では、府県の役割が重要視されているが、残念ながら府県でも、水道事業を含む流域の水管理に卓越した技術能力を有する技術職員が不足しているのが現状である。

水を管理する者が土地利用に関与するのは、かつての行政では困難であったが、治水対策においては総合治水として、流域の面的管理の必要性が認識され実施に移されている。これは各行政部局が一丸となって進められた結果である。

人口減少やインフラの老朽化はゆっくり着実に進行し次世代に破滅的な影響を及ぼすことになり、現世代がその深刻さを実感できないのも現実である。また水道事業だけの観点から、こ

わが国の人口減少と自動運転などの新しい技術革新は、国土再編のための絶好の機会であり、流域圏を中心とした行政単位への移行の最大の機会でもある。

株式会社極東技工コンサルタント  
木村昌弘(大阪大学非常勤講師、博士(工学))

※(上)は5月11日付12面に掲載